

# 小舎人童考——平安時代の王族・貴族の従者——

前田 禎彦

## はじめに

本稿は、摂関期（一〇～一一世紀中期）を中心に、王族・貴族に付き従う少年の従者として平安京社会で活躍した小舎人童<sup>こどねりわらわ</sup>の存在形態および活動状況を明らかにすることを目的とする。

摂関期の平安京支配のベースは京職・検非違使庁による公的・国家的支配にあったが、平安京社会を構成する要素として、王族・貴族のイエといった中間的な政治・社会権力の作用に対する評価も重要な課題である。王族・貴族のイエについては、①親族の組織・形態に関する研究、②邸宅と居住に関する研究、③家政機関およびその職員に関する研究など様々なアプローチが試みられているが、本稿では、特に③の側面に注目する。

王族・貴族のイエは、政所・侍所をはじめ多様な家政機関を擁し、家司・侍・隨身・小舎人・雑色・馬舎人・牛飼童などから下人・下女に至るまで多数の構成員を抱えていた。<sup>②</sup>このうち、今回取り上げる小舎人童は、例えば、「①公家や武家につかわれて、身辺の雑用をつとめた少年、②特に平安時代、近衛の中將・少将などが召し

使った童子」（『日本国語大辞典』）と説明されるように、王族・貴族に仕えた少年の従者をさしている。多様な従者の一類型に過ぎないが、のちに述べるように、常に主人に付き従って様々な活躍を見せる興味深い存在である。『枕草子』第五二段は、

小舎人童、小さくて、髪、いとうるわしきが、筋さわらかに、すこし色なるが、声おかしうて、かしこまりて物など言いたるぞ、ろうろうじき。

と記し、髪が整って美しい小柄な小舎人童が、かしこまって礼儀正しく主人に向かって何かいつている様子が物慣れて利発な感じがすると、その姿を描写している。<sup>(3)</sup>従来、小舎人童に関しては部分的に触れられることがある程度で、専門に扱った論文は存在しないようであるが、その原因は、小舎人童が私的な従者であるため、公務に關する内容を中心とした記録・文書など一次史料に記述が僅かしか残っていないことによるのであろう。したがって、その実態を明らかにするには、物語・説話など文学作品の記述も積極的に活用してゆく必要がある。現時点で、なお史料の検索が不十分であるため、思わぬ過誤を犯しているかもしれないが、以下、小舎人童の存在形態・活動状況と王族・貴族のイエおよび平安京社会との関わりについて考察してゆきたいと思う。<sup>(4)</sup>

## 一 王族・貴族と小舎人童

まず、藏人所の小舎人および殿上童との違いを簡単に確認しておこう。天皇の家政機関である藏人所には、藏人頭・藏人（五位・六位）のもとに所衆・出納・小舎人・滝口などの下級職員が置かれていた。詳細は省かざる

を得ないが、このうち小舎人は、第一に、判明する人名が例外なく成人のもので、童でないこと、第二に、その業務は、基本的に公卿の召喚や召物の徴収・譴責の使者など蔵人所の業務が中心で、蔵人頭・蔵人各人に個人的に奉仕するものでなかったと見られることから、同じ小舎人の名称をもつとはいえず、制度的に別の存在であったことは明らかである。また、殿上童についても、服藤早苗・古谷紋子の研究により、昇殿を許される殿上童は、祖父が四位以上の蔭孫か、父が四位以上の蔭子のいずれかで、公卿予備軍であった殿上人の子弟のみに許された特権であったことが明らかになっている<sup>(5)</sup>。したがって、王族・貴族の小舎人童と蔵人所の小舎人および殿上童はまったく別の存在であったことが確認できると思う。

以上を踏まえ、摂関期の記録・文書から、蔵人所の小舎人・殿上童と思われる者を除き、王族・貴族に仕える小舎人・小舎人男・小舎人童を抽出すると表1のようになる。このうち※を付したものが小舎人童である。ここから、小舎人には「小舎人童」と「小舎人男」<sup>おも</sup>の区別があり、元服前の少年Ⅱ「童」の小舎人と、成人Ⅱ「男」の小舎人の二種類が存在していたことが分かる。同じ小舎人の範疇に属するものであるから、自然に考えれば、小舎人童が成人すると小舎人男と呼ばれるようになるかと推測することができるだろう。このうち、小舎人男あるいは単に小舎人とあるものの主人は、上皇（No.1）・女院（No.2）・皇太后（No.10）、皇太子（No.8）などの王族と、大臣（No.9、12、13）・納言（No.7）などの公卿である。これに対し、小舎人童の主人は蔵人頭（No.3、4、5、16、17、18）、近衛中将・少将（No.14、15、19、20、21）がほとんどで、その他には参議（No.6）・大炊頭（No.11）が見える。小舎人の中にも小舎人童の含まれる可能性はあるが、現れ方には、だいぶ違いがあるように一見思われる。

表1 小舎人・小舎人男・小舎人童の主人（記録・文書）

| No. | 年(西暦)月・日       | 小舎人・小舎人男<br>・小舎人童                   | 主人                                 | 典拠  |
|-----|----------------|-------------------------------------|------------------------------------|-----|
| 1   | 正暦4(993) 2・23  | 「小舎*[人]」                            | 冷泉院                                | 権   |
| 2   | 長保2(1000) 正・1  | 「東三条院小舎人」                           | 東三条院(藤原詮子)                         | 権   |
| 3   | 2(1000) 8・20   | 「苔雄丸」※                              | 藏人頭右大弁藤原行成                         | 権   |
| 4   | 2(1000) 9・10   | 「小舎人童苔雄丸」※                          | 藏人頭右大弁藤原行成                         | 権   |
| 5   | 2(1000) 12・19  | 「苔雄丸」※                              | 藏人頭右大弁藤原行成                         | 権   |
| 6   | 4(1002) 9・24   | 「筥〔苔〕雄丸」※                           | 参議右大弁侍従藤原行成                        | 権   |
| 7   | 5(1003) 正・11   | 「小舎人所内藏有満」                          | 中納言左衛門督藤原公任                        | 北   |
| 8   | 長和2(1013) 4・10 | 「彼宮小舎人」                             | 東宮(敦成親王)                           | 小   |
| 9   | 2(1013) 8・15   | 「小舎人」                               | 左大臣藤原道長                            | 小   |
| 10  | 5(1016) 3・7    | 「少舎人男」「小舎人」                         | 皇太后宮(藤原彰子)                         | 御   |
| 11  | 寛仁2(1018) 4・28 | 「小舎人童」※                             | 大炊頭(菅原)為職朝臣                        | 左   |
| 12  | 長元元(1028)11・23 | 「侍所小舎*[人]男」<br>「小舎人男」               | 右大臣右近衛大将藤原実資                       | 小   |
| 13  | 4(1031) 3・25   | 「侍所小舎人男」「小舎人男」                      | 右大臣右近衛大将藤原実資                       | 小   |
| 14  | 4(1031) 7・9    | 「小舎人童」※                             | 左近衛中将藤原兼頼                          | 小・左 |
| 15  | 5(1032) 4・21   | 「小舎人童八人」※                           | 左近衛少将藤原俊家                          | 小   |
| 16  | 長久元(1040) 4・19 | 「小舎人童二人」「観寿丸・葉犬丸」※                  | 藏人頭左近衛中将藤原資房                       | 春   |
| 17  | 元(1040) 6・6    | 「小舎人童観寿丸」※                          | 藏人頭左近衛中将藤原資房                       | 春   |
| 18  | 元(1040) 6・14   | 「小舎人童金丸」「葉犬丸」※                      | 藏人頭左近衛中将藤原資房                       | 春   |
| 19  | 永承3(1048) 4・12 | 「小舎人童二人」※<br>「小舎人童二人」※<br>「小舎人童一人」※ | 左近衛中将源俊房<br>左近衛少将藤原基家<br>右近衛少将藤原良基 | 春   |

〔典拠〕 権：『権記』 北：『北山抄』 紙背文書 小：『小右記』 御：『御堂閔白記』  
左：『左経記』 春：『春記』

表2 『今昔物語集』における小舎人童の主人

| No. | 氏名・身分    | 官職・備考                 | 巻 - 語   |
|-----|----------|-----------------------|---------|
| 1   | 藤原常行     | 「童」(右大臣藤原良相男)         | 14 - 42 |
| 2   | 藤原義孝     | 「左近少将」(摂政太政大臣藤原伊尹男)   | 15 - 42 |
| 3   | 橘 則光     | 「未ダ若カリケル時」「衛府ノ藏人」     | 23 - 15 |
| 4   | 橘 季通     | 「若カリケル時」              | 23 - 16 |
| 5   | 源 博雅     | 「殿上人」                 | 24 - 24 |
| 6   | 在原業平     | 「中将」                  | 24 - 36 |
| 7   | 殿上人      |                       | 28 - 3  |
| 8   | □ノ□ト云フ人  |                       | 29 - 4  |
| 9   | 源章家      | 「肥後守」                 | 29 - 27 |
| 10  | 家高キ君達    | 「年若ク」「近衛ノ中将ナドニテ有ケルニヤ」 | 29 - 28 |
| 11  | □ノ□ト云ケル人 | 「近江守」                 | 30 - 4  |
| 12  | □ノ□ト云ケル人 | 「右近少将」「年若ク」           | 30 - 6  |
| 13  | □ノ□ト云フ人  | 「右近少将」                | 30 - 7  |
| 14  | 品不賤ヌ君達受領 | 「年若キ」                 | 30 - 11 |

説話・物語ではどうか。小舎人童に絞って見てみると、『今昔物語集』には小舎人童の登場する説話が一四話存在し、その主人をまとめたものが表2である。『今昔』でも、近衛中将・少将(No. 2、6、10、12、13)が目立つが、加えて藏人(No. 3)・殿上人(No. 5、7)・受領(No. 9、14)なども見える。さらに、その他から拾ってゆくと、例えば、『大和物語』・『うつほ物語』などに近衛大将・少将、『源氏物語』に上達部(公卿)・頭中将、『堤中納言物語』に頭中将・藏人少将、また、『和泉式部日記』からは為尊・敦道の両親王といった例を加えることができる。<sup>(6)</sup>

以上から、全体として、王家(上皇・女院・三后〈皇后・皇太后・太皇太后〉・皇太子・親王)、公卿・殿上人、藏人頭・藏人、近衛大将・中将・少将、受領・諸司官人などの王族・貴族は一般に小舎人童または小舎人男と呼ばれる従者を抱えていたと判断してよいと思われる。摂関家をはじめ左大臣藤原道兼・右大

臣藤原実資・中納言藤原公任などの家政機関には「小舎人所」が見え、有力な王族・貴族の家政機関には彼ら进行管理する部署や彼らの詰め所として小舎人所が置かれていた。<sup>(7)</sup>このうち、物語・説話では、近衛中将・少将に付き従う小舎人童の姿や活躍が描かれるのが目立った特徴であるが、主人がそれだけに限らないこともまた確かである。理解の難しい問題であるが、例えば、表2 No.1は藤原常行（右大臣藤原良相男）が「未だ童にて、勢長の時まで、冠をも着けずしてぞ御しける」<sup>おわ</sup>時の話で、No.3は陸奥前司橘則光の、No.4は駿河前司橘季通の、ともに「若かりける時」の話であつたことが示すように、主人が一見限られて見えるのは、小舎人童の直接の奉仕対象が、近衛中将・少将を代表に、将来、ある程度の地位を約束された比較的若い青年の王族・貴族<sup>(8)</sup>「家高き君達」（『今昔』二九―二八）であることが多かったためであろうと考える。そのため、のちに述べるような平安京の闇夜にくり広げられる冒険の主人公に最も相応しい存在として、物語・説話では行動的な青年貴族と機智に富む少年従者の組合せが選び取られたのではなからうか。

さて、小舎人童として実際に名が知られるのは、藏人頭・右大弁藤原行成の苔雄丸（表1 No.3―6）<sup>(9)</sup>、藏人頭・左近衛中将藤原資房の観寿丸・葉犬丸・金丸（No.16―18）、それと架空の人物であるが『大鏡』で歴史の語り手とされている藏人少将藤原忠平の犬丸（夏山繁樹）の五名である。いずれも「一丸」という童名をもち、彼らが元服前の少年<sup>11</sup>童であつたことが分かる。このうち、簡略ながらライフストーリーを描き出せるのが、犬丸（夏山繁樹）のケースである。

周知のように、『大鏡』は、万寿二年（一〇二五）の雲林院の菩提講に参集した大宅世継（一九〇歳）と夏山繁樹（一八〇歳）という二人の老人に若侍が加わって、それぞれの見聞をもとに歴史を語り合う座談形式をとる。

このうち、夏山繁樹は、「太政のおとど貞信公（＝藤原忠平）、藏人少将と申しし折りの小舎人童大犬丸」（一四頁）であつたという設定になっている。<sup>10</sup> 繁樹の語りによると、乳児の頃、子のいなかった養父に市で買われて養われたあと、一三歳で忠平に小舎人童として仕えることになり、その後、忠平家で元服した時に、夏山というウジ名にちなんで繁樹という名を授けられたという（一五―一七頁）。途中、大宅世継の語りが忠平におよぶと、繁樹は得意げにあたりを見まわし、「それは、いわゆるこの翁が宝の君、貞信公におわします」（七二、七三頁）と、そのつながりを誇っている。天曆三年（九四九）八月に忠平が七〇歳で亡くなったあとは、その男師輔に仕えたらしく、同八年一〇月、師輔が比叡山延暦寺の飯室僧正良源のもとを訪れた折は「御供」として付き従った（三五二頁）。そして、現在、たとえ衣食が乏しくなっても、「末の家の子」に当たる「入道殿下」＝藤原道長（忠平曾孫、師輔孫）に申文をしたためれば、生活に困ることはないだろうと豪語する（二五五頁）。「わが宝の君」の忠平に先立たれたことを今も悲しみ、亡くなった八月がくるたびに往事を思い出すと語られているように（三五四、三五五頁）、夏山繁樹は主人藤原忠平と心から強く結び付いた存在として描き出されている。

繁樹が何をきっかけに忠平に仕えるようになったか記述は見えないが、藏人頭・左近衛中将藤原資房の小舎人童観寿丸の場合にヒントがある（表1 No.17）。あとで取り上げる長久元年（一〇四〇）の観寿丸逃亡事件に際し、観寿丸は資房に仕えて七、八年におよぶとあるので（『春記』長久元年六月六日条）、観寿丸が資房の小舎人童になったのは長元五年（一〇三二）、六年頃。当時、資房は二六、七歳で、左近衛少将の地位にある青年貴族であつた。一方、観寿丸は、仮に大犬丸（夏山繁樹）と同様に一三歳から仕えたとすれば、七、八年後の長久元年には二〇、一歳。通常であれば、すでに元服していて当然の年齢に達している。他にうかがうに足る史料が見当

たらないため、このあたりが貴族と小舎人童の年齢的組合せの一つの目安になるかもしれない。この事件の過程では、逃亡した観寿丸をおびき出すために母が囹に禁獄されているが、数日後、資房の父権中納言藤原資平からの申し入れにより、「腫物」を理由に釈放されており（『春記』長久元年六月一三日条）、資平が観寿丸母の庇護者として振る舞っていることが分かる。おそらく、母が、すでに父資平に仕えていたことをきっかけに、観寿丸は資房の小舎人童に採用されたのではなからうか。また、『和泉式部日記』冒頭には、亡き愛人為尊親王に仕えていた小舎人童が久しぶりに和泉式部のもとを訪れる場面が描かれている。無沙汰をとがめる式部に対し、小舎人童は「日ごろは山寺にまかり歩きてなむ、いとたよりなく、つれづれに思いたまうらるれば、御かわりにも見たてまつらむとてなむ、帥宮（＝敦道親王）に参りてさぶらふ」と、旧主為尊親王の追善のため山寺に参詣するうちに、その「御かわり」に同母弟の大宰帥敦道親王に仕えることになった事情を告げている（一七頁）。要するに、小舎人童は、いつもとは限らないであろうが、親子・兄弟といった近親相互の関係者の中から、容貌・才智にすぐれた適齢期の少年が選ばれていたものと想像できるのである。

以上のようなケースから見て、小舎人童は、近親間のネットワークを中心に相応しい少年が選拔され、その後は、主人に献身的に奉仕し、その見返りとして給養をうける存在であったことが分かる。しかも、その関係は主人だけでなく、その子孫に対しても継続ないしは継続を期待できるものであった。そこから、小舎人童と主家（主人とその子孫）との間の精神的・経済的な結び付きの強さを看取することができるであろう。

## 二 小舎人童の奉仕内容

次に、小舎人童の奉仕のありさまを具体的に見てゆこう。小舎人童は主人の家政機関に属する者なので、その活動としてはイエ内部における、いわば「内向き」の様々な業務が想定できる。しかし、現実には、そうした活動の分かる史料は残っておらず、実態は不明と言わざるを得ない。史料から判明するところでは、小舎人童の活動は、むしろ外出する主人に付き従ったり、その使者になったりするといった「外向き」の働きが中心だったと思われる。

第一は、主人の参内・宿直のお供である。『枕草子』第四四段（一〇二頁）に、次のような記述が見える。

細殿ほそどのに人あまたいて、やすからず物など言うに、清げなる男、小舎人童など、よき包み、袋などに、衣など包みて、指貫さしぬきのくくりなどぞ見えたる、弓・矢・楯など持てありくに、「誰がぞ」と問えば、「なにがし殿の」とて行く者はよし。けしきばみやさしがりて、「知らず」とも言い、物も言わでもいぬる者は、いみじうにくし。

女房たちが内裏殿舎の細殿（渡殿または廂間）で雑談しているところに、きれいな様子の男や小舎人童が、主人の衣装や武器・武具などを立派な包みや袋に入れて通るかかる。女房たちが「どなたの」と問うと、「なにがし殿の」と答えて行く者はよい。気取って恥ずかしげに「知りません」と言ったり、何も言わなかったりして去って行くのはにくらしい、とある。後宮の日常生活の一コマをめぐる清少納言の観察である。ここから、小舎

人童が内裏の奥深くまで主人に付き従い、衣装や武器・武具などの包み・袋を持って控え、その用命に備えていた様子がかかる。

長保二年（一〇〇〇）八月、御<sup>みくしげ</sup>殿別当藤原尊子（藤原道兼女）が一条天皇の女御に立てられたとき、女御の母藤原繁子が、内裏で藏人頭・右大弁藤原行成に纏頭（被<sup>かすけ</sup>物）を授けようとした。行成は、藏人頭の地位に相応しくないと考え、これを無視したが、繁子は氣にとめず、さらに従女に命じて行成の小舎人童苔雄丸を召そうとした。しかし、苔雄丸も、これを無視したため、繁子を見る者の嘲りをうけたというエピソードが見える（『権記』長保二年八月二〇日条、表1 No.2）。内裏における藤原行成の身边には小舎人童苔雄丸が日常的に付き添い、行動をともにしていたのである。

以上のように、小舎人童は、主人の参内・宿直などに身の回りの日用品を携えて付き従い、内裏の奥深くに祇候することを主要な任務としていた。主人の天皇への奉仕を手助けする、いわば公的側面につながる役割を担っていたといえるだろう。したがって、内裏の中には公卿・殿上人・藏人などの貴族に仕える小舎人童が大勢たむろしていたはずである。その内裏における詰め所になったのは藏人所町屋であつたと思われる。藏人所町屋は、内裏の後涼殿南、藏人所の置かれた校書殿西に設けられた藏人頭・藏人の宿所である。<sup>(11)</sup>のちに「藏人町の童部」（『水左記』承暦四年六月一四日条）、「内藏人町の童部」（『中右記』永長元年六月一四日条）などと呼ばれたように、藏人所町屋は、同時に小舎人童らの詰め所・宿所としても用いられていたと考えられる。

次に、小舎人童の活動の第二の局面として挙げられるのは、主人のプライベートな領域との関わりで、物語・説話に描かれる小舎人童の姿は、この側面が中心になる。

表3 『今昔物語集』における貴族の忍び歩き

| No. | 氏名    | 内容                                                                                                | 巻 - 語   |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1   | 藤原常行  | ……東ノ京ニ愛念スル女有ケレバ、常ニ行キケルヲ、父母夜行ヲ恐レテ強ニ制シ給ヒケレバ、窃ニ、人ニモ不令知ズシテ、侍ノ馬ヲ召テ、小舎人童・馬ノ舎人許ヲ具シテ、大宮ニ登リニ出デ、東ザマニ行キケルニ…… | 14 - 42 |
| 2   | 藤原義孝  | ……夜漸ク深更ヌレバ、少将北様へ行ヌ。共ニハ小舎人童只一人ゾ有ケル。……                                                              | 15 - 42 |
| 3   | 橘 則光  | ……内ノ宿所ヨリ忍テ女ノ許へ行ケルニ、夜漸ク深更ル程ニ、太刀許ヲ提テ、歩ニテ、小舎人童一人許ヲ具シテ、御門ヨリ出テ大宮へ下ニ行ケレバ……                              | 23 - 15 |
| 4   | 橘 季通  | ……参仕マツル所ニモ非ズ止事無キ所ニ有ケル女房ヲ語テ、忍テ通ケルヲ、……小舎人童一人許ヲ具シテ、歩ヨリ行テ、忍テ局ニ入ニケリ……                                  | 23 - 16 |
| 5   | 源 博雅  | ……人ニモ不告シテ、欄姿ニテ、只一人沓許ヲ履テ、小舎人童一人ヲ具シテ、衛門ノ陳〔陣〕ヲ出テ、南様ニ行クニ……                                            | 24 - 24 |
| 6   | 近衛中将某 | ……中将、女ノ見マ欲カリケル余ニ、喜ビ乍ラ、侍二人許、此ノ小舎人童、馬ノ舎人許ヲ具シテ、馬ニ乗テ、京ヲ暗ク成ル程ニ出テ、忍テ行ニケリ。……                             | 29 - 28 |
| 7   | 右近少将某 | ……「然云ラム所へ行カムハヤ」ト思フ心深く付テ、使也シ小舎人童ト、大和ノ辺知タリケル侍一人ト、舎人男一人許シテ、馬ニ乗テ忍テ出立テ、大和へ行ケル。……                       | 30 - 6  |
| 8   | 右近少将某 | ……忍テ窃ニ出立テ、鎮西へ下ケルニ、隨身一人、小舎人童一人、馬舎人許ニテ、只行着ク所ヲ泊ニテ、此ノ者共ニ被養テ行ケル程ニ……                                    | 30 - 7  |

『今昔物語集』の説話では、女性のもとを訪れるなど夜の忍び歩きに際し、「窃かに」・「忍びて」出かける貴族の姿が描き出されている(表3)。例えば、「東の京に愛念する女有りければ、……窃かに、人にも知らしめずして、侍の馬を召して、小舎人童・馬舎人許を具して」(No.1 藤原常行)、「内の宿所より忍びて女の許へ行きけるに、夜漸く深更くる程に、太刀許を提げて、歩にて小舎人童一人許を具して」(No.3 橘則光)、「人にも告げずして、欄姿にて、只一人沓許を履きて、小舎人童一人を具して」(No.5 源博雅)

といった記述である。騎馬の場合に馬舎人が付き添ったり、侍・隨身など他の従者も加わったりして様々だが、表3を通して見れば、忍び歩きの性格を最も端的に表しているのは「小舎人童一人許を具して」という描写であろう。同様の表現は、例えば、『堤中納言物語』などにも見えており、物語・説話における忍び歩きの定型的表現であったことが分かる。小舎人童は、昼の外出はもちろん、夜の忍び歩きに際しても主人に常に付き従う従者として存在しており、それが、こうした物語・説話の定型的表現に反映しているのである。

同様に、主人のプライヴェートに関わる側面として、手紙や贈り物の使者としての役割がある。『権記』には、長保二年（一〇〇〇）一二月、藏人頭・右大弁藤原行成が、左近衛少将藤原成房が突然出家したことを悲しみ、世の無常を嘆く和歌（「世の中を如何にせましと思いつつ、起き臥す程に明け昏すかな」）を記した書状を小舎人童若雄丸に託して送ったことが見えている（『権記』長保二年一二月一九日条、表1 No.5）。また、物語・説話においても、例えば、『浜松中納言物語』（三八六頁）に、「小舎人」が「大い殿の三位の中将の御文」をもって「小中将の君」のもとに通う様子が描かれている。

特に、物語・説話では、小舎人童に男女の仲をとりもつ役割が与えられている点に目立った特徴があるように思う。『今昔物語集』には、主人が、外出中に見初めた女の行方を小舎人童に追わせ、その住所を突き止め、通うようになったという話がいくつもあるが、次のような話も見える。ある「品賤しからぬ君達受領」が摂津国にある所領に赴く途中、難波の浜辺で「蛤の小さやかなるに海松みるの房やかにて生い出たりける」（「蛤の小ぶりの貝殻に海藻がふさふさと生えている」）のを見付けた。男は興趣を覚え、妻にプレゼントしようと「然様さようの方に心得て仕いける」（「妻への手紙や物の贈答などの方面に手慣れた者として召し使っている」）小舎人童を使者と

して遣わしたが、童は間違つて、現在の妻でなく前妻のもとに貝殻を送り届けてしまった。やがて、これを知つた男が童を前妻のもとに遣わすと、前妻は優美な和歌（「海人の土産思わぬ方にありければ、見る甲斐なくも返しつるかな」<sup>14</sup>）を添えて貝殻を送り返してきた。男は、風雅を解する心根に打たれ、この小舎人童の勘違いをきっかけに、前妻とよりを戻すことになったという（『今昔』三〇——一、表2 No. 4）。『和泉式部日記』は、亡き愛人為尊親王の小舎人童で、今はその同母弟敦道親王に仕える小舎人童が和泉式部のもとを久しぶりに訪れる場面を冒頭に置き、ここから和泉式部と敦道親王との新しい恋が説き起こされる。また、『堤中納言物語』「ほどの懸想」は、賀茂祭の華やかな気分から生まれた小舎人童と女童との恋に始まり、若い男と女房、彼ら・彼女らの主人である頭中将と故式部卿の姫君という身分の異なる三組の男女の恋がくり広げられてゆく。男女の仲を媒介する小舎人童というプロット上の仕掛けは、物語・説話のそこかしこに見出すことができる。それは、女性関係をはじめ主人の最もプライベートな領域で駆使される現実の活動がもたらしたもののなのであろう。

以上のように、小舎人童は、おそらく他の従者以上に主人の日常に密着した存在であつたと考えられる。そのため、時に主人と生死を共にするような危険な目にあうこともあつた。例えば、長保二年（一〇〇〇）九月、京郊外の白河からの帰途、藏人頭・右大弁藤原行成は近衛大路末の鴨川河原で突然盗賊から矢を射かけられ、付き従つていた雑色為弘と小舎人童苔雄丸が負傷した（『権記』長保二年九月一〇日条、表1 No. 4）。『今昔物語集』には、そうした危機に際し、小舎人童の機転が主人や自身を救つた話が見える。

一つ目は、「駿河前司橘季通構えて逃ぐる語」<sup>15</sup>（『今昔』二三——一六、表2 No. 4）。駿河前司橘季通が若かつた頃、さる「止む事無き所」（「身分の高い人の家」）に仕える女房のもとに忍び通つていた。邸宅の侍たちは、それを

不快に思い、ある夜、帰りを襲って折檻しようと邸宅を嚴重に固め、待ち伏せた。そのため、季通は女房の局から出るにあられず、困っていたが、明け方になって迎えに來た小舎人童が不審な様子を察知した。童は邸宅外で騒ぎを起こし、侍たちの氣を引いた。その隙を見て季通は何とか邸宅を脱出することができた、という話である。『今昔』編者は、小舎人童の機転を評して「童部なれども、此く賢く（賢）奴は有り難き者也」と述べている。

二つ目は、「清水の南辺りに住む乞食、女を以て人を謀り入れて殺す語」（『今昔』二九—二八、表2 No.10）。ある「家高き君達」が清水寺で見初めた女と文を交わし、思い叶って京郊外の山里にある女の家に通うことになった。ところが、女の様子がどうもおかしい。問い詰めてみると、女は「この家の主は乞食で、私に懸想する男たちを引き入れては従者ともども殺害し、物を奪い取っています」と泣きながらに告白した。男は驚き、家から逃げ出したが、そのあとを追って来る者がいる。見てみると、それは自分に付き従っていた小舎人童であった。童が言うには「様子が変なので私は家から逃げ出しましたが、他の従者たち（侍二人・馬舎人一人）は殺害されてしまったようです。殿の身を案じて藪に隠れて様子をうかがっておりましたところ、家から走り出てきた者がいます。もしやと思ってあとを追って参りました」とのことであった。平安京の暗部を印象的に描き出した何とも奇怪な話であるが、『今昔』編者は、その行動を「童の心いと賢かりけり」と評している。

以上をもとに、小舎人童の奉仕の内容・性格をまとめておこう。一般的にいつて、小舎人童は、主人の身邊の様々な面にわたって奉仕していたと想像できるが、昼の外出はもちろん、夜の忍び歩きに際しても常に主人に付き従い、女性関係をはじめ、最もプライベートな領域で駆使された点に特色がある。物語・説話で、男女の仲をとりもつ役割や、機転により危機を回避する役割が与えられているのは、そうした小舎人童の奉仕の内容・性

格にもとづくものであった。要するに、小舎人童は、様々な従者の中でも主人に最も密着した存在だったと考えられる。そのためか、小舎人童の逃亡は、主人の追跡の対象になった。

### 三 長久元年の小舎人童観寿丸逃亡事件

長久元年（一〇四〇）、藏人頭・左近衛中将藤原資房に仕えていた小舎人童観寿丸が逃亡するという事件が起きた（表1 No.17）。資房の日記『春記』長久元年六月六日条は、次のように事件の発端を伝えている。<sup>(15)</sup>

右衛門督殿に参る。尉季任朝臣に参会す。予、仰せて云わく、「予に年来服仕する所の小舎人童観寿丸（七、八年に及ぶ）、四月晦日の比より見来せず。其の由緒を尋ぬるに、天台濫僧の為に誘因せられ、山上を往反すと云々。仍つて彼の童の母女を召し、尋ね進むべきの由、之を仰す。件の女、申して云わく、『日来住所に来向せず。其れ疑う所は殿辺に候う歟。而るに此の仰せ有り。驚き畏まり少なからず。一切知らざる事也』てえり。両・三日を経て又来たりて云わく、『件の童、円意阿闍梨の御許に在るの由、之を承る。栗田に罷り向かい、返給すべしと申す。随つて則ち返給す。仍つて将来せんと欲するの処、件の童、途中より逃去す。数多の濫僧出来し、相引きて山上に罷り上り了んぬ』てえり。予、使を差して彼の闍梨の許に問いに遣わす。其の返事詳らかならず。是の如きは許さざる也。事の旨、太だ非常也。件の闍梨、其の性稟惡逆、濫吹を以て宗と為す。非常第一也。今に至りては計を為す無し。早く彼の母女を召し搦め獄所に禁すべし。然れば彼の童、自ずから出来せん歟」。此の由を以つて別当に申すべきの由、季任朝臣に含め了んぬ。

観寿丸は、七、八年にわたって藤原資房に「服仕」してきた小舎人童であったが、四月終わり頃から姿を見せなくなった。天台濫僧に誘われ、比叡山上を行き来しているという噂である。そこで、資房は、観寿丸の母を召して行方を捜すよう命じた。数日後、母から報告があった。観寿丸が栗田に住む円意阿闍梨のもとにいるという噂を聞き、身柄を返してもらったが途中で逃亡し、数多の濫僧が現れて山上に連れ去ってしまったという。そのため、六月六日、資房は、観寿丸を出頭させるため母を囚にすることとし、その禁獄を検非違使橘季任に命じ、検非違使別当藤原公成に報告させたのである。

その後、比叡山上に連れ去られた観寿丸は、観日という僧侶と一緒に山上を渡り歩く毎日を送っていたらしい。ところが、六月一九日になって事態は急転した。この夜、頼能という僧侶が資房のもとを訪れ、観寿丸が、母に会うため下山していると告げた。資房は検非違使橘季任に命じて捕らえようとするが、あいにく連絡がつかない。そのうち、頼能が再び訪れ、観寿丸は捕まるのを恐れ、連れの観日とともに山上に引き返そうとしたが、途中、修学院辺りで僧侶らに盗賊の疑いをかけられ、観日は射殺され、観寿丸は捕らえられてしまったと報告してきた。事件は僧侶らから関白藤原頼通に通報され、検非違使が派遣されることとなり、資房の手を離れた。

しばらくして、資房は、結局、罪に問われないことが決まった観寿丸を引き取ることにしたが、「件の童、心性調わず。凶党に類すべし。又高名<sup>こうみょう</sup>を以て叙用すべからざる歟。一定思い得ず」（『春記』長久元年六月三〇日条）と、このまま観寿丸を使い続けるか思い悩んでいる。その後、観寿丸がどうなったかは分からない。

以上が小舎人童観寿丸逃亡事件の経緯であるが、ここから、小舎人童をめぐる平安京の社会関係の断面が浮かび上がってくる。

すでに述べたように、観寿丸は藤原資房に仕えて七、八年になる小舎人童で、母が資房の父資平に仕えていたことをきっかけに採用されたと考えられる。また、逃亡直前の四月上卯の稲荷祭の神幸行列では同僚の薬犬丸とともに馬長<sup>うまおさ</sup>を務めており（『春記』長久元年四月一九日条）、平安京社会にその名を知られた「高名」の小舎人童の一人でもあった。

さて、この事件は、小舎人童の逃亡とその追跡を内容とする。よく似た話として、『今昔物語集』に、九世紀の著名な絵師百済河成が、「従者の童」が逃亡した際、「或高家の下部<sup>しもべ</sup>を雇い語ら」って行方を追わせたという話が見える（『今昔』二四一五）。下部が「行方を捜すのは容易ですが、童の顔を知らなくては捕まえられません」と答えたところ、河成は紙を取り出して顔を描き、「これに似た童を捕まえよ。東西市<sup>いっし</sup>は人の集まる所であるから、その辺りを搜索せよ」と命じた。下部が市に行くと、果たしてそっくりの童が見つかり、連れ戻すことができたという。河成のすぐれた技倆を称えた説話であるが、その原型と思われるエピソードが、『日本文徳天皇実録』仁寿三年（八五三）八月壬午（二四日）条の百済河成卒伝に見えている。そこでは、「昔、宮中に在りて、或人をして従者を喚さしむるに、或人辞するに未だ顔容を見ざるを以てす。河成即ち一紙を取りて、其の形体を<sup>えが</sup>図く。或人遂に驗得す。其の機妙の類、此<sup>かく</sup>の如し」とあり、宮中で河成がある人に命じて「従者」を召した時の話になっている。それが、『今昔物語集』では「従者の童」の逃亡とその追跡に書き換えられているのである。『今昔物語集』が、過去の説話の設定を編纂時の社会状況に合わせて翻案することは、よく知られているが、これは、「従者の童」の逃亡とその追跡というモチーフが、当時の人びとになじみやすく、理解しやすいものであったことを示している。『今昔物語集』などに、主家の経済状態が傾くにつれ、従者が離散するありさまを描

く説話がしばしば見出されるが、そうした場合、どの程度従者の追跡が行われたものなのかはよく分らない。ただ、たまたま残る二つの事例が「従者の童」・「小舎人童」を追跡対象とする点は示唆的で、それは、これまで述べてきたように、「童」が従者の中でも主人と最も日常的に密着した存在であったことの反映ではなかったかと思われる。藤原資房と小舎人童観寿丸との関係を示す「服仕」という語には、両者の間にある強固な人格的隷属関係が示されている。

一方、観寿丸逃亡の背後には延暦寺僧とのつながりが存在した。長暦二年（一〇三八）一〇月、翌三年二月と続いた慈覚（山門）・智証（寺門）両門徒の対立に発した強訴の影響により、当時、朝廷では「濫悪の法師」の取締りが課題となっていた。関白藤原頼通は、その状況を「件の僧等、群党を成し、刀鋌を跣わし、京中を横行し、殺害を宗と為す」と述べ、これらは主に「止むごと無き僧綱等の従類の所為なり」と指弾している（『春記』長久元年四月二九日条）。僧綱に任じられるような延暦寺の高僧は、朝廷や貴族のイエの仏事に参加するため山上と京中を頻繁に行き来しており、中には京近辺に里房を構えたり、京中に「車宿」（車庫）と称して宅を設けたりする者もいた。そうした高僧に付き従う従者たちが平安京の治安を乱す一要因であった。僧侶の従者と貴族の従者は、基本的には同一の身分・階層に属すると思われる、それぞれの主人の統制のおよばないところで、様々な機会を通じて親密な交流<sup>16</sup>ヨコのつながりが生まれていたのではないかと思われる。観寿丸と延暦寺僧との関係は、そうした社会関係を具体的に示す貴重な事例といえるだろう。

## 四 平安京社会と小舎人童

### 1 小舎人童の社会的地位・立場

ここでは、これまで述べてきたことも踏まえた上で、貴族のイエおよび平安京社会との関わりを通して、小舎人童の社会的地位・立場について言及してみたい。手がかりとして、三条家本『北山抄』紙背文書に見える長保五年（一〇〇三）正月十一日小舎人所内蔵有満解を取り上げてみよう（表1 No. 7<sup>(17)</sup>）。

小舎人所内蔵有満、解し申し請う政所恩裁の事

特に哀憐を蒙り、恪勤<sup>かくけん</sup>の労に依り、諸国<sup>さかん</sup>目の欠に拝任せられんと請う状

右、有満、殿下に参仕して以来、奔営の役、昼夜を論ずる無し。其の勤節を謂うに、等倫に劣らず。方今、つらつら所底傍輩の間を見るに、或いは衆庄に依りて参仕する者有るも、有満に□<sup>(18)</sup>りては、偏に深誠を企て、忝くも拙身を献<sup>ささ</sup>ぐ。若し微勞を優さば、盍<sup>なん</sup>ぞ哀矜<sup>きやう</sup>を蒙らざる。望み請うらくは、政所恩裁。恪勤の労に依り、諸国目の欠に拝任せられんことを。且つうはいよいよ中丹を竭<sup>つく</sup>し、且つうは将に後進を励まさん。仍つて事状を勒して謹んで解す。

長保五年正月十一日

小舎人所内蔵有満

この文書は、小舎人所に属する内蔵有満が主人の中納言・左衛門督藤原公任家の政所に提出した申請書で、処<sup>ところ</sup>理が終わったあと、その紙背を利用して公任が儀式書『北山抄』を書き記したため、今日まで伝来した。『大日

『本史料』にだけ収められているためか、あまり知られていないようであるが、このような貴族のイエ内部で完結する文書が残るのはたいへん珍しく、紙背文書ならではの内容を示している。

冒頭に「殿下に参仕して以来、奔宮の役、昼夜を論ずる無し」とあるが、「殿下」とは、一般に三后・皇太子・摂関の尊称を意味するから、ここでは、公任の父関白・太政大臣藤原頼忠（九八九年没）を指していると考えられる。内蔵有満は、藤原頼忠・公任の親子二代にわたって、最初はおそらく小舎人童として、そして成人後は小舎人男として奉仕をつづけてきた人物であつたと思われる。<sup>(18)</sup>有満は「望み請うらくは、……恪勤の労に依り、諸国目の欠に拝任せられんことを」と記し、「諸国目」への任官を望んでいる。当時、叙位・除目に際し、王族・公卿には年爵・年官（年給）という位階・官職の推薦権が認められていた。<sup>(19)</sup>このうち年官は主に任用国司（介・掾・目）と国司史生を対象とし、例えば、公任のような納言（大納言・中納言）の場合は目一人、史生一人の計二名を推挙する権限が与えられていた。国司といつても、実際に任地に赴き国務に関与するわけではなかったから、年官は、王族・公卿に奉仕する者たち（侍・雑色など）が、その見返りに朝廷の官職とそれにとまなう給与を得るための仕組みであつたと考えられている。<sup>(20)</sup>つまり、この文書は、正月終わりに行われる恒例の除目を目前に、有満が、長年にわたる「恪勤（＝精勤）の労」を憐れんで、年官により「諸国目」に任命されるよう推挙してほしい、と主人藤原公任に訴えたものである。<sup>(21)</sup>

内蔵有満が任官を希望した任用国司とは、平安京社会の中でどのような地位を占めるのであろうか。よく知られた文書であるが、九条家本『延喜式』紙背文書には、検非違使庁に提出された、長元八年（一〇三五）一二月から翌九年正月にかけての日付をもつ左京保刀禰請文が一六通伝来している。<sup>(22)</sup>これらは、平安京の行政単位であ

表4 保刀禰の官職（『平安遺文』2-554～569による）

- |   |                                               |
|---|-----------------------------------------------|
| ① | 掃部官人代、大膳官人代、右京官人代、左*〔京〕職史生、内堅、木工長上。           |
| ② | 河内掾、摂津掾、出羽掾、因幡掾、因幡掾、播磨掾。<br>近江目、丹波目、出雲目、播磨大目。 |

る保に置かれた保刀禰たちが、博奕の禁止を命じた長元八年十二月一三日付けの檢非違使庁符の施行を約した文書群で、ここには計四五名の保刀禰・行事の名が見えている。そのうち一六名が官職をもっているが、それらはいずれも下級官職で、①在京官司（官人代・史生・内堅・長上）と、②任用国司（掾・目）とに大別できる（表4）。つまり、任用国司は保刀禰、すなわち、平安京の行政の末端を担うとともに、都市住人を代表する町の顔役たち<sup>（23）</sup>「其の町に住みける長しき人びと」（『今昔』二九—一一）が帯びているような官職であった。任用国司への任官は、王族・貴族への奉仕だけでなく、官司に対する奉仕によるものも存在するから一概にいいないが、任用国司の肩書きをもつ保刀禰の中には、小舎人内蔵有満のように（有満が嘆願通り推挙をうけられたかどうかは不明だが）、有力貴族に仕え、家政機関に身を置きながら奉仕を重ね、その地位を得た者も、おそらく含まれていたであろう。

以上から、小舎人童の社会的地位・立場についてまとめてみると、第一に、小舎人童は、主人の家で元服して成人したあとも、小舎人男その他の身分をイエ内部に得て、主家（主人とその子孫）に奉仕しつづけることができたと思われる。また、父母から小舎人童へ、その成人後は、さらに子女へと、代々主家に奉仕しつづけた可能性も想定は許されるだろう。第二に、小舎人童は、成人後も主家への奉仕を重ねることにより、その推挙を得て朝廷の下級官職（任用国司）に補任されることが期待できる立場にあった。年官にもとづく任用国司に限らず、有力な主家とのコネを背景に、その他の下級官職を得ることも当然あり得たであろう。そして第三に、小舎人童は、

将来、平安京の保刀禰Ⅱ「其の町に住みける長しき人びと」として都市行政の末端に連なることができるような階層にあった。もちろん人生に浮沈は付きもので、現実の小舎人童の生涯は様々であったに違いないが、総じていえば、小舎人童は、保刀禰のような都市中間層を生み出す母体の一つになったと思われる。その地位・立場の前提には、主人である貴族に対する献身的な奉仕と、その見返りとしての貴族による様々な面におよぶ手厚い庇護、つまり貴族のイエとのつながりがあったと考えられるのである。

## 2 御霊会と小舎人童

一方、小舎人童は、京童部わらわべ（京童）との密接な関わりが想定され、社会集団として側面も垣間見える。京童部（京童）は、「京都市中の口さがない無頼の者たち。『わらはべ』には元服もしない無頼の徒という意味が生じており、『きょうわらはべ』は京という都会における無頼の民衆をいう」（『日本国語大辞典』）と説明され、童か否かに関わらず、「平安京の無頼漢」といった超歴史的で匿名性をもったニュアンスが感じられるが、黒田絏一郎は、『うつは物語』・『栄花物語』など文学作品の記述から、京童部（京童）を、より歴史的・具体的に把握しようと試み、その属性として、①権門（権門勢家）と何らかの関わりをもつ都市住人層であること、②武力もち、集団として存在していること、③貴族社会の情報に通じていること、④都市における祭礼の方法を具体的に知っていること、⑤都市におけるうわさ（妖言）の担い手であること、といった特徴を挙げた。<sup>24</sup> 黒田が指摘した諸点のうち、特に①、③、⑤は、これまで述べてきた小舎人童の存在形態や活動状況ときわめて適合的で、京童部（京童）の概念の中核に貴族のイエの小舎人童たちの存在があったことを示唆している。さらに、④都市祭礼

との関わりでは、よく知られているように、御霊会の神幸行列における馬長の役割が重要である。

御霊会は、九世紀後半頃から一一世紀にかけて、八坂（祇園社）・深草（稻荷社）・紫野（今宮社）をはじめ平安京郊外の地に次々と生まれた、御霊信仰にもとづく新しいタイプの祭礼で、京中に神を祭ることを「淫祠」として禁じられた都市住人が生み出した都市の祭礼であった。<sup>(25)</sup> ハイライトは、郊外に祭られた御霊神を京内に招き入れ、一定期間祭ったあとに送り返す神幸行列で、神輿に馬長・細男・獅子舞・田楽・散楽など風流を凝らした集団が連なり、芸能を競い合う民衆のエネルギーが沸き立つ場であった。<sup>(26)</sup>

このうち馬長については、例えば、『年中行事絵巻』（田中家蔵）巻一一の稻荷祭の神幸行列の場面に、綾蘭笠をかぶり美しく着飾った狩衣・袴姿の騎乗の童一名、櫛二名、それにつづく一〇数名を一組として練り歩く馬長集団が三組描かれている。<sup>(27)</sup> その華やかさは、藤原明衡の『雲州消息』に「金銀を鏤めて衣装を飾り、錦繡を剪りて領袖を綴れり。誠に一身の弊を推すに、殆ど十家の産に及べり」と表現されるほどであった。<sup>(28)</sup>

こうした馬長を務めたのが、藏人頭の小舎人童をはじめとする「藏人町の童部」、すなわち藏人所町屋に詰める貴族の小舎人童たちであった。<sup>(29)</sup> 長久元年（一〇四〇）、四月上卯の稻荷祭では、藏人頭・左近衛中将藤原資房の小舎人童観寿丸・薬犬丸が、六月一四日の祇園会では、「懇ろに申す」、つまり懇願により小舎人童金丸が馬長を務めた（『春記』長久元年四月一九日条、表1 No.16、六月一四日条、表1 No.18）。また、『雲州消息』には、馬長を務める「頭中将の小舎人童」に「町の清太（丸）・黒（丸）・勸寿（丸）」ら京童部（京童）が付き従い、彼らが周囲を威嚇したり、華美を競ったりする傍若無人な振る舞いが描かれている。<sup>(30)</sup> 馬長は小舎人童にとって名譽の職であったが、馬長の行列に付き従うことは町の童部（童）にとっても羨望的であったと思われる。資房の

小舎人童観寿丸が「高名」であったのは、彼が蔵人頭の小舎人童で、おそらくは見映えも美しく、京童部（京童）の代表的存在とみなされていたためであろう。平たくいえば、馬長を務めるような小舎人童たちは平安京社会のアイドル的存在だったと想像される。

その後も、承暦四年（一〇八〇）年六月の祇園会では、「蔵人町の童部、宣旨に依り殊に風流を施し、相競い渡る」（『水左記』承暦四年六月一四日条）、永長元年（一〇九六）年六月の祇園会では、「院蔵人町の童部七十余、内蔵人町の童部三十余人、田楽五十村許、近代第一の見物の年なり」（『中右記』永長元年六月一四日条）などそれぞれ見えており、天皇・院の意向も加わって、「蔵人町の童部」が、さらに風流を凝らして馬長を務めたり、田楽の「村」を作ったりして、御霊会への奉仕は、ますます華やかなものになっていった。

五味文彦は、御霊会を媒介にして「蔵人町の童部」を中核とする京童部（京童）が王権と都市住人をつなぐ役割を果たしていたと評価している。<sup>(31)</sup> 貴族のイエの小舎人童たちは蔵人所町屋という場を介して「蔵人町の童部」と呼ばれるような社会集団を形成し、都市の祭礼（御霊会）に奉仕して注目をあびるなど京童部（京童）の中核的存在として活躍していたのである。

## おわりに

以上、多くの憶測を交えながら、摂関期（一〇～一一世紀中期）を中心に小舎人童の存在形態・活動状況を探ってきた。従来、ほとんど論じられることのなかった小舎人童の実像の一部が僅かなりとも浮かび上がってきた。

たのではないかと思う。彼らは、王族・貴族に奉仕する少年の従者で、基本的には主人とのつながり＝主従関係を基礎にイエ単位で編成された存在であったが、その一方で、京童部（京童）の中核的存在という平安京社会における社会集団としてのヨコのつながりも垣間見ることができた。日常の彼らには愚連隊とも呼ぶのが相応しいような不良少年の集まりといった側面もあったと思われるが、それもまた複雑で多様な平安京社会の一面を映し出すものであったといえるだろう。今回の考察では、そうした点も含め、ライフサイクルの中で「少年」のもつ固有の意味について触れることはできなかった。王族・貴族のイエ以外の宮廷社会や寺院社会における少年の従者の歴史的系譜・存在形態などの問題などとも合わせて今後の課題としたい。

## 注

- (1) 北村優季「京中支配の様相」〔平安京〕吉川弘文館、一九九五年。初出一九八五年。
- (2) 例えば、摂関家に関する元木泰雄「摂関家家政機関の拡充」〔院政期政治史研究〕思文閣出版、一九九六年。初出一九八一、八四年、佐藤健治「摂関家の「公的家」の基本構造」〔中世権門の成立と家政〕吉川弘文館、二〇〇〇年、藤原実資家に関する渡辺直彦「藤原実資家「家司」の研究」〔日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版〕吉川弘文館、一九七八年。初出一九六九年、吉田早苗「小野宮第」〔臈谷寿ほか編『平安京の邸第』望陵社、一九八七年。初出一九七七年、藤原行成家に関する黒板伸夫「藤原行成家」の家政と生活基盤〕『平安王朝の宮廷社会』吉川弘文館、一九九五年（初出一九九一年）など。
- (3) 『新編日本古典文学全集』（小学館）一一〇頁。以下、頁数は、特に記すもの以外は、すべて『新編日本古典文学全集』による。
- (4) 小舎人童に関しては、前田禎彦「貴族の私生活を垣間見る」〔週刊日本の歴史〕一六・平安時代四、朝日新聞社、二〇一三年」というコラムで簡単に触れたことがあり、本稿は、それを敷衍したものである。

(5) 服藤早苗「殿上童の成立と変容」(『平安王朝の子どもたち』吉川弘文館、二〇〇四年。初出一九九七年)、古谷紋子「平安時代の童殿上」(『駒沢史学』五一、一九九八年)。

(6) 『大和物語』(少将)は四一九、四二〇頁、『うつほ物語』(少将)は四一四頁、「蔵開・中」(大将)は五一三頁、『源氏物語』(夕顔)〔頭中将〕は一五〇頁、「若菜下」(上達部)は一六九頁、『堤中納言物語』(ほとほとどの懸想)〔頭中将〕は四二四頁、「貝合」(蔵人少将)は四四五頁、『和泉式部日記』(親王)は一七頁。

(7) 撰関家については注(2) 佐藤健治論文、藤原道兼は『栄花物語』「みはてぬ夢」二二六頁、藤原実資は『小右記』万寿元年二月一三日条、藤原公任は長保五年正月一日小舎人所内蔵有満解(三条家本『北山抄』紙背文書、『大日本史料』第二編之四、八〇三頁)。なお、『小右記』長元元年一月二三日条、同四年三月二五日条に「侍所小舎人男」と見え(表1 №12、13)、実資家の小舎人男は侍所に属している。家政機関における侍所と小舎人所の位置付け・関係に関わると思われるが後考を期す。

(8) 従者を抱える程度の者は、一般に少年の従者(童)を従えていた可能性があるが、そのうち、どの程度までの者が小舎人童と呼ばれるのか、今回の検討では明らかにできなかったので後考を期す。

(9) この他、藤原行成については、長保三年(二〇〇二)八月、妻の「産氣」を伝えた使者として春成丸の名が見え(『権記』長保三年八月一日条)、彼も小舎人童であった可能性がある。

(10) ただし、忠平の官歴に蔵人少将は見えない。忠平が蔵人少将に相当する五位であったのは、寛平七年(八九五)八月から昌泰元年(八九八)十一月まで、一六歳から一九歳までの期間であった。

(11) 裏松固禪『大内裏図考証』第二二之下「蔵人所町屋」(『改訂増補故実叢書』二五八頁)。なお、古藤真平「蔵人町」(『平安時代史事典』角川書店、一九九四年)参照。

(12) 「貝合」四四五頁に「長月の有明の月にさそはれて、蔵人少将、指貫つきつきしく引きあげて、ただ一人、小舎人童ばかり具して」、また、「はなだの女御」四七一頁に「いやしからぬすき者の、いたらぬところなく、人に許されたる、……いみじく忍びて、ただ小舎人童ひとりし

て来にけり」と、それぞれ見える。

- (13) 『今昔物語集』巻二九—二八(表2 No.10)、巻三〇—四(表2 No.11)、巻三〇—一六(表2 No.12)。

- (14) 『新古典文学大系』(岩波書店)の注釈によると、「あま」(海人)、「かた」(方と渴の掛詞)、「みる」(見ると海松の掛詞)、「かい」(甲斐と貝の掛詞)は縁語。

- (15) 関連史料は、『春記』長久元年六月六日条、一三日条、二〇日条、二一日条、二二日条、三〇日条。なお、注(4)前田鎮彦コラム参照。

- (16) 例えば、『今昔物語集』巻二九—一五など。なお、西山良平『平安京の〈空間〉』(『都市平安京』京都大学出版会、二〇〇四年。初出一九九四年)参照。

- (17) 三条家本『北山抄』紙背文書、『大日本史料』第二編之四、八〇三頁。

- (18) ただし、有満の「満」は麻呂<sub>ニ</sub>丸に通じ、有満は有丸で、小舎人童であった可能性がある。判断に迷ったが、本稿では有満を成人名と理解した。

- (19) 年官制度については、例えば、時野谷滋「年給制度の研究」(『律令封祿制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年)など。

- (20) 尾上陽介「年官制度の本質」(『史観』一四五、二〇〇一年)。

- (21) なお、長保四(一〇〇二)年九月の除目に際し、藤原行成は「置始実奉、陸奥掾に申し任せらる(故院御給。揚名。筥雄丸文)」と記している(『権記』長保四年九月二四日条、表1 No.6)。置始実奉が故東三条院(藤原詮子)の御給(年官)により揚名の陸奥掾に任じられたことを示すものだが、黒板伸夫は、末尾の「筥雄丸文」と関連させ、置始実奉が行成の小舎人童若雄丸の本名であった可能性を指摘している(注(2))。黒板伸夫論文)。興味深い解釈で、とすれば、小舎人童が年官により任用国司に補任された事例に加えることができるが、解釈の当否はしばらく保留する。

- (22) 九条家本『延喜式』紙背文書、『平安遺文』二—五五四—五六九。なお、注(1)北村優季論文参照。

- (23) 保刀禰については、例えば、注(1)北村優季論文、西山良平『平安京の〈家〉と住人』(注(13)西山良平著書)など。

- (24) 黒田紘一郎『今昔物語集』にあらわれた京都」(『中世都市京都の研究』校倉書房、一九九六年。初出一九七六年)。
- (25) 御霊会については、柴田実編『御霊信仰』(雄山閣、一九八四年)、五味文彦「馬長と馬上」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年、岡田荘司「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年)、福原敏男『祭礼文化史の研究』(法政大学出版会、一九九五年)など。
- (26) 神幸行列については、例えば、脇田晴子『中世京都と祇園祭』(中公新書、一九九九年)など。
- (27) 『年中行事絵巻』(『日本の絵巻』中央公論新社、五三―五六頁)。なお、注(22)五味文彦論文参照。
- (28) 『新猿蓑記・雲州消息』(現代思潮社)八九、九〇頁。
- (29) 注(22)五味文彦論文。
- (30) 注(28)に同じ。
- (31) 注(22)五味文彦論文。

# 補記

本稿は、二〇一四年一〇月二六日の「平安京の〈居住と住宅〉研究会」における発表にもとづくものである。その時の指摘により、史料の解釈を一部改めたところがある。当日御意見をいただいた皆様に感謝したい。